

上越市地域防災計画

資 料 編

令和 6 年 3 月

上越市防災会議

資料編目次

第1部 防災組織に関する資料

1-1	防災関係機関等	1
1-2	防災会議委員名簿	6
1-3	上越市防災会議条例	8
1-4	上越市災害対策本部条例	10
1-5	上越市災害対策本部の組織運営規程	11
1-6	上越市災害救助条例	31
1-7	上越市災害弔慰金の支給等に関する条例	33
1-8	上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	38
1-9	上越市災害対策基金条例	57
1-10	上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則	58
1-11	上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程	65
1-12	上越市安全安心情報システム管理要綱	68
1-13	上越市災害見舞金支給要綱	70
1-14	上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱	72
1-15	上越市災害義援金配分委員会設置要綱	73
1-16	上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱	75
1-17	上越市要援護世帯除雪費助成事業実施要綱	82
1-18	上越市除雪対策本部設置要綱	89
1-19	主な災害対策関係法律の類型別整理表	92

第2部 危険箇所・気象観測所等

2-1	土砂災害警戒区域一覧	93
2-2	雪崩危険箇所	141
2-3	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	154
2-4	津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設	167
2-5	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	169
2-6	気象等観測所（水位・雨量・震度）	172
2-7	気象庁震度階級関連解説表	182

第3部 災害対策の現況等

3-1	災害時応援協定等締結先団体一覧	185
-----	-----------------	-----

3-2	病院の現況（上越保健所管内）	189
3-3	水防資材調達業者	190
3-4	水防資機材一覧	191
3-5	備蓄物資一覧	192
3-6	防災行政無線設備一覧	197
3-7	ヘリポート適地一覧	200
3-8	広域避難場所・防災活動拠点・輸送拠点候補地一覧	204
3-9	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	205
3-10	福祉避難所一覧	216
3-11	市内文化財一覧	220

（原子力災害対策関係）

第4部 基礎データ

4-1	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所施設の概要	233
4-2	新潟県における原子力災害対策重点区域	235
4-3	原子力災害対策重点区域の人口	236
4-4	32方位・5km同心円メッシュ図	237
4-5	小・中学校、保育所等一覧	239
4-6	避難準備区域（UPZ）内の要配慮者施設	244
4-7	交通輸送手段	246

（原子力災害対策関係）

第5部 安全協定・基準等

5-1	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書	251
5-2	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱	254
5-3	各緊急事態区分を判断するEAL（緊急時活動レベル）の枠組み	256
5-4	OIL（運用上の介入レベル）と防護措置	259

（原子力災害対策関係）

第6部 災害対策の現況等

6-1	避難先候補市町村と道路の状況	261
6-2	放射線モニタリングポストの配備状況	262
6-3	原子力防災対策に係る防護資機材物品一覧	265
6-4	安定ヨウ素剤等配備数量	267
6-5	広報文例	268
	用語集	271

第7部 使用様式等

7-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	283
7-2	応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 兼 事前届出済証	284
7-3	緊急通行車両確認申請書	285
7-4	消防防災航空隊出場要請書	286
7-5	災害等速報	287
7-6	災害報告取扱要領	288
7-7	消防庁への火災・災害等速報基準	296
7-8	災害履歴関連	301

第1部 防災組織に関する資料

1-1 防災関係機関等

防災関係機関等連絡先一覧表

【上越市】

名称	所在地	電話番号	FAX番号
上越市役所	上越市木田 1-1-3	025-526-5111	025-526-5061
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3	025-592-2003	025-592-3505
浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5	025-599-2301	025-599-2225
大島区総合事務所	上越市大島区岡 3320-3	025-594-3101	025-594-3105
牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522	025-533-5141	025-533-5135
柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405	025-536-2211	025-536-2227
大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1	025-534-2111	025-534-5532
頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636	025-530-2311	025-530-2001
吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126	025-548-2311	025-548-3011
中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1	0255-74-2411	0255-74-2567
板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1	0255-78-2141	0255-78-3984
清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18	025-528-3111	025-528-3114
三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444	025-532-2323	025-532-2623
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1	025-537-2121	025-537-2973
上越市ガス水道局	上越市春日山町 3-1-63	025-522-5512	025-525-9969

【県内市町村】

名称	部署	所在地	電話番号	FAX番号
新潟市	危機管理防災局危機対策課	新潟市中央区学校町通 1-602-1	025-226-1146	025-224-0768
	危機管理防災局防災課		025-226-1143	
長岡市	危機管理防災本部	長岡市大手通 1-4-10	0258-39-2262	0258-39-2283
	原子力安全対策室	長岡市大手通 1-4-10	0258-39-2305	0258-39-2309
三条市	総務部行政課防災対策室	三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517	0256-34-5691
柏崎市	危機管理部 防災・原子力課	柏崎市日石町 2-1	0257-21-2316	0257-21-5980
新発田市	地域安全課	新発田市中央町 3-3-3	0254-28-9510	0254-24-9005
小千谷市	危機管理課	小千谷市城内 2-7-5	0258-83-3515	0258-83-2789
加茂市	総務課	加茂市幸町 2-3-5	0256-52-3122	0256-53-2729
十日町市	総務部 防災安全課	十日町市千歳町 3-3	025-757-3197	025-752-2122
見附市	企画調整課	見附市昭和町 2-1-1	0258-62-3729	0258-63-1006

第1部 防災組織に関する資料

名称	部署	所在地	電話番号	FAX番号
村上市	総務課 危機管理室	村上市三之町1-1	0254-53-3365	0254-53-6932
燕市	総務部 防災課	燕市吉田西太田1934	0256-77-8381	0256-77-8305
糸魚川市	消防本部 消防防災課	糸魚川市南寺島2-10-20	025-552-2311	025-552-6925
妙高市	総務課 危機管理室	妙高市栄町5-1	0255-74-0002	0255-72-9841
五泉市	総務課	五泉市太田1094-1	0250-43-3911	0250-42-5151
阿賀野市	総務部 危機管理課	阿賀野市岡山町10-15	0250-25-7194	0250-62-0281
佐渡市	総務部 防災課	佐渡市千種232	0259-63-5135	0259-63-3300
魚沼市	総務政策部 防災安全課	魚沼市小出島910	025-792-9214	025-792-9500
南魚沼市	総務部 総務課	南魚沼市六日町180-1	025-773-6660	025-772-3055
胎内市	総務課	胎内市新和町2-10	0254-43-6102	0254-43-5502
聖籠町	生活環境課	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-4	0254-27-1962	0254-27-2119
弥彦村	総務部 防災課	西蒲原郡弥彦村大字矢作402	0256-94-3138	0256-94-1024
田上町	総務課	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6222	0256-57-3112
阿賀町	総務課	東蒲原郡阿賀町津川580	0254-92-3113	0254-92-5479
出雲崎町	総務課	三島郡出雲崎町大字川西140	0258-78-2290	0258-78-4483
湯沢町	総務部 総務管理課	南魚沼郡湯沢町大字神立300	025-784-3451	025-784-1818
津南町	総務課	中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	025-765-3112	025-765-4625
刈羽村	総務課	刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3912	0257-45-2818
関川村	総務政策課	岩船郡関川村大字下関912	0254-64-1476	0254-64-0079
粟島浦村	総務課	岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111	0254-55-2159

【消防機関】

名称	所在地	電話番号	FAX番号
上越地域消防事務組合	上越市藤野新田330-1	025-545-0119	025-545-0231

【新潟県】

名称	所在地	電話番号	FAX番号	
新潟県 防災局	防災企画課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1604	025-282-1607
	危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1638	025-282-1640
	消防課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1664	025-282-1667
	原子力安全対策課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1695	025-285-2975
	放射線監視センター	柏崎市三和町5-48	0257-22-1090	0257-22-1092

第 1 部 防災組織に関する資料

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	
上越地域 振興局	企画振興部	上越市本城町 5-6	025-526-9303	025-524-5914
	地域整備部	上越市本城町 5-6	025-526-9503	025-525-2392
	農林振興部	上越市本城町 5-6	025-526-9573	025-526-4080
	健康福祉環境部	上越市春日山町 3-8-34	025-524-6133	025-524-6998
	妙高砂防事務所	妙高市美守 1-4-5	0255-72-4141	0255-72-4303
	直江津港湾事務所	上越市港町 1-11-2	025-543-4167	025-544-4529
	上越東維持管理事務所	上越市安塚区安塚 720-1	025-592-3644	025-592-3659
上越東農林事務所	上越市安塚区安塚 720-1	025-592-3622	025-592-3591	
上越警察署	上越市藤野新田 1172	025-521-0110	025-522-4161	
妙高警察署	妙高市小出雲 3-11-30	0255-72-0110	0255-72-6121	

【防衛省】

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第 5 施設群 (高田駐屯地)	上越市南城町 3-7-1	025-523-5117	025-523-5117

【指定地方行政機関】

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
北陸農政局 (新潟県拠点)	新潟市中央区船場町 2-3435-1	025-228-5216	025-223-2264
上越森林管理署	上越市大道福田 555	025-524-2180	025-524-2189
上越海上保安署	上越市港町 1-11-20	025-543-4118	025-545-5999
新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-281-5872	025-281-5861
上越労働基準監督署	上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎	025-524-2111	025-524-2964
北陸地方整備局高田河川国道事務所	上越市南新町 3-56	025-523-3136	025-526-0411

【指定公共機関】

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
東日本旅客鉄道株新潟支社長岡駅	長岡市城内町 2-794-4	—	—
東日本旅客鉄道株新潟支社上越妙高駅	上越市大和 2 丁目 1-1	025-526-1622	025-526-1623
日本貨物鉄道株黒井駅	上越市大字黒井 2692-1	025-543-2237	025-543-2236
東日本電信電話株新潟支店	新潟市中央区東掘通七番町 1017-1	025-227-6802	025-226-8770
日本赤十字社新潟県支部 上越市地区	上越市木田 1-1-3 (事務局: 上越市役所福祉課)	025-526-5111	025-526-6111

第1部 防災組織に関する資料

名 称	所在地	電話番号	F A X番号
日本放送協会新潟放送局 上越支局	上越市木田 2-1-1	025-524-5525	025-523-6721
日本郵便(株)高田郵便局	上越市大手町 3-21	025-523-2860	025-525-3813
東日本高速道路(株)新潟支社 上越管理事務所	上越市富岡 1717-1	025-522-1141	025-524-6293
東北電力ネットワーク(株)上越電力センター	上越市大町 2-2-24	025-523-4242	025-523-0584
日本通運(株)高田支店	上越市大字黒井 2676-1	025-544-5111	025-544-5511

【指定地方公共機関】

名 称	所在地	電話番号	F A X番号
北越急行(株)	南魚沼市六日町 2902-1	025-770-2820	025-770-2825
佐渡汽船(株)	新潟市中央区万代島 9-1	025-245-2311	025-243-8307
新潟運輸(株)上越支店	上越市頸城区西福島 575-4	025-544-6711	025-543-6013
中越運送(株)北信越支社	上越市石橋 2845	025-545-2711	025-545-2706
頸城自動車(株)	上越市石橋 2-12-52	025-543-3781	025-544-8338
公益社団法人新潟県トラック協会 上越支部	上越市頸城区西福島 440-1 (上越運送(株)内)	025-544-7718	025-546-7015
(株)新潟放送 上越支社	上越市木田 1-2-4	025-524-2115	025-522-2801
(株)NST新潟総合テレビ 上越支社	上越市西城町 3-5-24	025-524-7331	025-525-7409
(株)テレビ新潟放送網 上越支局	上越市木田 2-1-1	025-525-3111	025-522-0136
(株)新潟テレビ21 上越支局	上越市木田 2-1-1	025-523-0021	025-522-0506
(株)新潟日報社 上越支社	上越市木田 1-2-4	025-523-9700	025-523-9734
上越ケーブルビジョン(株)	上越市西城町 2-2-27	025-526-2111	025-524-6118
えちごトキめき鉄道(株)	上越市東町 1-1	025-546-5520	025-543-8020

【その他公共的団体等】

名 称	所在地	電話番号	F A X番号
えちご上越農業協同組合	上越市藤巻 5-30	025-527-2001	025-527-2009
上越市漁業協同組合本所	上越市大字黒井 2912	025-543-3013	025-544-7551
上越市漁業協同組合名立支所	上越市名立区名立小泊 1563-1	025-537-2321	025-537-2562
一般社団法人上越医師会	上越市春日野 1-2-33	025-524-7111	025-522-2434
上越商工会議所	上越市新光町 1-10-20	025-525-1185	025-522-0171
直江津港排出油等防除協議会	上越市港町 1-11-20	025-543-4118	025-545-5999
公益社団法人上越市有線放送電話協会	上越市鴨島 1-2-39	025-523-6567	025-524-6127

第 1 部 防災組織に関する資料

名 称	所在地	電話番号	FAX番号
(株)上越タイムス	上越市高土町 2-4-6	025-525-6666	025-525-0061
社会福祉法人上越市社会福祉協議会	上越市木田新田 1-1-3	025-526-1515	025-526-1230
東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所	柏崎市青山町 16-46	0257-45-3131	0257-45-5012

第1部 防災組織に関する資料

1-2 防災会議委員名簿

(令和6年3月1日現在)

区分	所属機関	職名	委員氏名	備考
会長	上越市	市長	中川幹太	
第1号	陸上自衛隊第5施設群	群長	萩森泰聡	
	上越海上保安署	署長	佐藤正浩	
	国土交通省高田河川国道事務所	事務所長	安達志郎	
	新潟地方気象台	台長	西尾利一	
	上越森林管理署	署長	田中直哉	
第2号	上越地域振興局	地域整備部長	斎藤龍夫	
	〃	農林振興部長	高野直行	
	〃	健康福祉環境部長	野口良二	
	上越地域振興局妙高砂防事務所	所長	逢坂康之	
第3号	上越警察署	署長	久須美賀通	
	妙高警察署	署長	大竹健一	
第4号	上越市	副市長	八木智学	
	〃	理事(政策監)	池田浩	
	〃	総務部長(政策監)	笹川正智	
	〃	総合政策部長(政策監)	野上伊織	
	〃	財務部長(政策監)	柳澤祐人	
	〃	健康福祉部長(政策監)	小林元	
	〃	文化観光部長(政策監)	阿部俊和	
	〃	防災危機管理部長	市川重隆	
	上越市教育委員会	教育部長(政策監)	市川均	
	上越市ガス水道局	ガス水道事業管理者	高橋一之	
第5号	上越市教育委員会	教育長	早川義裕	
第6号	上越地域消防事務組合	消防局長	池田聡	
	上越市消防団	団長	小川時雄	

第1部 防災組織に関する資料

区分	所属機関	職名	委員氏名	備考
第7号	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 上越妙高駅	駅長	前田 勇太	
	東日本電信電話(株)新潟支店	新潟支店長	徳山 隆太郎	
	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター	所長	山本 陽	
	日本通運(株)高田支店	次長	種橋 徹	
	東日本高速道路(株)新潟支社 上越管理事務所	所長	小林 健司	
	一般社団法人上越医師会	会長	高橋 慶一	
	北越急行(株)	運輸部長	桑原 信之	
	佐渡汽船(株)	総務部長	山岸 直志	
	公益社団法人新潟県トラック協会	上越支部長 (上越運送(株)代表取締役社長)	小関 健司	
	頸城自動車(株)	代表取締役社長	山田 知治	
	(株)新潟日報社上越支社	執行役員	佐藤 勝則	
	えちごトキめき鉄道(株) 直江津駅	駅長	竹内 幸一	
第8号	自主防災組織を構成する者		西條 秀子	

計38人

【順不同、敬称略】

第1部 防災組織に関する資料

1-3 上越市防災会議条例

○上越市防災会議条例

昭和46年4月29日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、上越市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上越市地域防災計画及び上越市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員で市長が定める職にある者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者
- (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者
- (4) 本市の職員で市長が定める職にある者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の長若しくはその職員で市長が定める職にある者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。

7 第5項第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年条例第 5 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(上越市水防協議会条例の廃止)

2 上越市水防協議会条例 (昭和 57 年上越市条例第 1 号) は、廃止する。

附 則 (平成 16 年条例第 200 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第1部 防災組織に関する資料

1-4 上越市災害対策本部条例

○上越市災害対策本部条例

昭和46年4月29日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、上越市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 上越市災害対策本部の組織運営規程

○上越市災害対策本部の組織運営規程

昭和46年9月2日

訓令第25号

(中略)

令和5年3月31日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市災害対策本部条例（昭和46年上越市条例第5号）の規定に基づき、上越市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 災害対策副本部長は、副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、上越市行政組織規則（平成14年上越市規則第14号）第7条第1項の部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、ガス水道局長、各区総合事務所長及び上越地域消防局消防局長をもって充てる。

3 本部に置かれる部（以下「部」という。）に副部長を置き、部長の指名する者がこれに当たる。

4 部に班を置き、班に班長を置く。

5 本部に本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を置き、防災に関する重要事項について協議する。

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、本部に次に掲げる地域自治区の区域ごとの区災害対策本部（以下「区本部」という。）を置くことができる。

- (1) 安塚区
- (2) 浦川原区
- (3) 大島区
- (4) 牧区
- (5) 柿崎区
- (6) 大潟区
- (7) 頸城区
- (8) 吉川区
- (9) 中郷区
- (10) 板倉区

第1部 防災組織に関する資料

- (11) 清里区
- (12) 三和区
- (13) 名立区

- 2 区本部の長は、区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）とし、前項各号に掲げる地域自治区の区域を所管する総合事務所の所長をもって充てる。
- 3 区本部に区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）を置き、第1項各号に掲げる地域自治区の区域を所管する総合事務所の次長がこれに当たる。
- 4 区本部に班を置き、班に班長を置く。

第4条 部、区本部及び班の編成等本部の組織は、別表第1に定めるとおりとし、当該部、区本部及び班に属する職員は、あらかじめ防災危機管理部長が指名する。

（業務分掌）

第5条 部、区本部及び班の業務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 副本部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した副本部長がその職務を代理する。
- 3 区本部長は、区本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 区副本部長は、区本部長を助け、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 班長は、班の業務を処理するため、あらかじめ班員の担当する業務分掌を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

（本部連絡員）

第6条 各部相互間における災害応急対策の総合連絡を図るため、本部連絡員を置き、あらかじめ防災危機管理部長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 本部連絡員は、統括調整部長の命を受け、災害関連事項の処理等について各部との連絡取りまとめに従事する。

（本部の開設及び閉鎖）

第7条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときに開設する。

- 2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるときに閉鎖する。

（本部開設前の措置）

第8条 防災危機管理部長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、前条第1項の規定により本部を開設する前に、次に掲げる事項について措置するものとする。

- (1) 予警報及び情報の収集並びに関係機関との連絡

- (2) 人員配備の指示
- (3) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報を受理した当直者は、直ちに防災危機管理部長に通報して指示を受け、関係部長に通報しなければならない。

(非常配備の基準編成計画等)

第9条 本部は、被害を最少限に防止するため、速やかに強力な非常配備体制を整える。

- 2 非常配備の種別、基準及び体制については、別表第3に定めるとおりとする。
- 3 各部長及び各区本部長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(第1配備下の体制)

第10条 第1配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各区本部の災害対策班長は、各区本部長の指示に従い、所管区域における気象その他災害に関する情報を収集し、統括調整部情報収集・統括班長に報告するとともに、各区本部長に連絡しなければならない。
- (2) 統括調整部情報収集・統括班長は、前号の規定により各区本部の災害対策班長から報告を受けた情報を集約するとともに、統括調整部長の指示に従い、県及び関係機関との連絡をとり、本市の区域における気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、各部長及び各区本部長に連絡しなければならない。
- (3) 各部長及び各区本部長は、所管事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (4) 各部長及び各区本部長は、次に掲げる措置をとり、その状況を各部長にあつては統括調整部長及び本部長に、各区本部長にあつては統括調整部長に報告するものとする。
 - ア 災害の状況について班員に周知し、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- (5) 本部長は、必要に応じ本部会議を開き、災害の状況に対応する措置を検討するものとする。

(第2配備下の体制)

第11条 各部及び各区本部は、第2配備が指令されたときは、災害応急対策に全力を傾注しなければならない。

- 2 各部長及び各区本部長は、随時その活動状況を各部長にあつては統括調整部長及び本部長に、各区本部長にあつては統括調整部長に報告するものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第12条 各部及び各区本部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

第1部 防災組織に関する資料

附 則

この規程は、昭和46年9月2日から施行する。

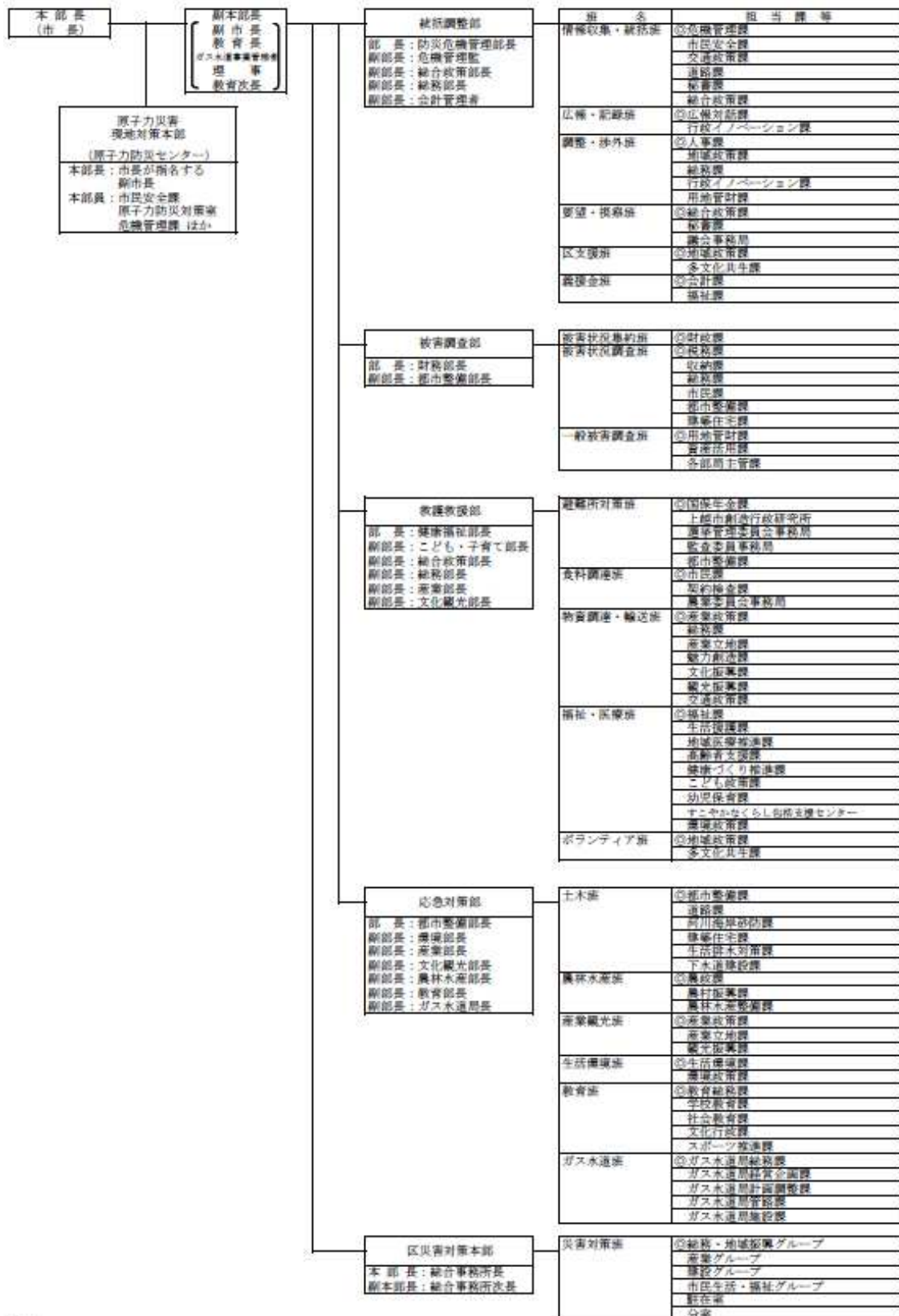
(中略)

改正文（令和5年訓令第8号）抄

令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第4条関係）

上越市災害対策本部組織図



備考
各課の班長は、◎印の付いた課又はグループの長をもって充てる。

第 1 部 防災組織に関する資料

別表第 2 (第 5 条関係)

上越市災害対策本部業務分掌

部等	班	担当課等	業務分掌	主担当課等
統括調整部	情報収集・統括班	危機管理課 市民安全課 交通政策課 道路課 秘書課 総合政策課	1 本部の設置及び廃止に関する事	危機管理課
			2 本部会議及び防災会議に関する事	危機管理課
				市民安全課
			3 本部の庶務に関する事	危機管理課
			4 災害に関する予報、警報等の伝達に関する事	危機管理課
			5 指令その他本部長命令の伝達に関する事	危機管理課
			6 避難指示等に関する事	危機管理課
			7 無線通信の統括に関する事	危機管理課
			8 消防団の活動に関する事	危機管理課
			9 平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の上越市（以下「合併前上越市」という。）の区域における情報収集及び災害対応に関する事	危機管理課
				市民安全課
			10 被害情報の集約に関する事	危機管理課
				市民安全課
11 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）、新潟県災害救助条例（昭和 39 年新潟県条例第 77 号）及び上越市災害救助条例（昭和 46 年上越市条例第 4 号）の適用に関する事	危機管理課			
12 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事	危機管理課			
13 災害時における交通規制に関する事	市民安全課			
	交通政策課			
	道路課			

		14 緊急輸送路の選定に関すること。	市民安全課
			交通政策課
			道路課
		15 本部長及び副本部長の視察、慰問、激励等に関すること。	秘書課
			総合政策課
		16 県への連絡、被害報告及び自衛隊の派遣要請に関すること。	危機管理課
		17 自衛隊との連絡調整に関すること。	危機管理課
		18 原子力災害現地対策本部に関すること。	市民安全課
			危機管理課
		19 東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。	市民安全課
20 治安の確保に関すること。	市民安全課		
21 その他部内各班の所管に属さないこと。	危機管理課		
広報・記録班	広報対話課 行政イノベーション課	1 災害関係の広報及び広聴に関すること。	広報対話課
		2 報道要請その他報道機関との連絡調整に関すること。	広報対話課
		3 その他民心安定のため災害関連広報に関すること。	広報対話課
		4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。	広報対話課
		5 災害記録の作成に関すること。	広報対話課
		行政イノベーション課	
調整・渉外班	人事課 地域政策課 総務課	1 町内会等との連絡調整に関すること。	地域政策課
		2 県及び他市町村に対する応援要請並びに県及び他市町村からの受入調整に関すること。	人事課

第1部 防災組織に関する資料

	行政イノベーション課 用地管財課	3 本部内における相互応援及び他団体からの応援 職員の派遣調整に関する事。	人事課		
		4 職員の被災状況の把握に関する事。	人事課		
		5 災害時における職員の健康管理に関する事。	人事課		
		6 職員の被ばく管理に関する事。	人事課		
		7 避難先への職員の派遣に関する事。	人事課		
		8 情報システムの被害調査及び復旧に関する事。	行政イノベーション課		
		9 災害時における情報システムの管理運用に関する事。	行政イノベーション課		
		10 庁用消耗品の調達に関する事。	総務課		
		11 庁用車両の管理及び配置に関する事。	総務課		
		12 庁舎等の災害対策及び応急措置に関する事。	用地管財課		
		要望・視察班	総合政策課 秘書課 議会事務局	1 主要見舞者の応接に関する事。	秘書課
					総合政策課
2 国、県等への要望に関する事。	総合政策課				
	議会事務局				
3 国及び県の機関、国会議員等の視察に関する事。	総合政策課				
	秘書課				
	議会事務局				
4 本部長及び副本部長の秘書及び特命業務に関する事。	秘書課				
	総合政策課				
区支援班	地域政策課 多文化共生課	1 区本部の支援に関する事。	地域政策課		
			多文化共生課		
		2 区本部との連絡調整に関する事。	地域政策課		
			多文化共生課		

	義援金班	会計課	1 義援金の受付及び保管に関すること。	会計課
		福祉課	2 義援金の配分に関すること。	福祉課
被害調査部	被害状況集約班	財政課	1 損害額の集計に関すること。	財政課
			2 災害時における予算及び資金の管理に関すること。	財政課
			3 国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。	財政課
			4 激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用に関すること。	財政課
			5 その他部内各班の所管に属さないこと。	財政課
	被害状況調査班	税務課 収納課 総務課 市民課 都市整備課 建築住宅課	1 被災世帯の調査に関すること。	税務課
			2 罹 ^り 災者名簿の作成及び罹 ^り 災証明（農林水産業に 従事する者に対するものを除く。）に関すること。	税務課
			3 被災建築物応急危険度判定に関すること。	建築住宅課
			4 被災宅地危険度判定に関すること。	都市整備課
			5 被災者台帳の作成に関すること。	市民課
				税務課
				総務課
6 市税等の減免、納期限延長及び徴収猶予に関すること。	税務課 収納課			
一般被害調査班	用地管財課 資産活用課 各部局主管課	1 市有財産、各部局所管施設及び設備等の被害調査の取りまとめに関すること。	用地管財課	
			資産活用課	
			総合政策課	

第1部 防災組織に関する資料

				環境政策課
				総務課
				財政課
				市民安全課
				都市整備課
				福祉課
				こども政策課
				産業政策課
				魅力創造課
				農政課
				教育総務課
				ガス水道局総務課
			2 公共用地及び公共施設の確保及び運用に関する こと。	用地管財課
			3 土地、建物等の一時使用に関すること。	用地管財課
			4 災害対策及び救援用の資機材並びに物資及び義 援物資の保管場所の確保、調整及び提供に関する こと。	用地管財課
			5 災害対策及び救援用の資機材並びに物資の保管 等に関すること。	用地管財課
救護救 援部	避難所対策 班	国保年金課 上越市創造行政研 究所 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 都市整備課	1 合併前上越市の区域における指定緊急避難場所 及び指定避難所の開設、運営及び閉鎖に関するこ と。	国保年金課
				上越市創造行政研 究所
				選挙管理委員会事 務局
				監査委員事務局
			2 指定緊急避難場所及び指定避難所開設状況の集	国保年金課

		約に関すること。	
		3 指定緊急避難場所及び指定避難所における安否情報の収集に関すること。	国保年金課
		4 合併前上越市の区域の指定避難所における相談所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	国保年金課
		5 広域避難場所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	国保年金課 都市整備課
		6 その他部内各班の所管に属さないこと。	国保年金課
食料調達班	市民課 契約検査課 農業委員会事務局	1 避難所への備蓄食料及び飲料水の配布に関すること。	市民課
		2 緊急炊き出しに関すること。	市民課 農業委員会事務局
		3 食料及び飲料水の調達に関すること。	市民課 契約検査課
		4 災害対策及び救援用の資機材並びに物資の調達に関すること。	市民課 契約検査課
物資調達・ 輸送班	産業政策課 総務課 産業立地課 魅力創造課 文化振興課 観光振興課 交通政策課	1 義援物資の受入れ及び配布に関すること。	産業政策課
			産業立地課
			魅力創造課
			文化振興課
			観光振興課
		2 生活必需品の調達及び配布に関すること。	産業政策課
			産業立地課
			総務課
3 人員、物資等の緊急輸送に関すること。	総務課		
4 人員、物資等の緊急輸送のための車両確保に関すること。	総務課		
	交通政策課		

第1部 防災組織に関する資料

福祉・医療 班	福祉課 生活援護課 地域医療推進課 高齢者支援課 健康づくり進課 こども政策課 幼児保育課 すこやかなくらし 包括支援センター 環境政策課	1 中学校等における救護所の設置に関するこ と。	健康づくり推進課
			すこやかなくらし 包括支援センター
			健康づくり推進課
		2 救護班の編成及び傷病人の応急救護に関するこ と。	すこやかなくらし 包括支援センター
			健康づくり推進課
			すこやかなくらし 包括支援センター
		3 医療用資機材、医薬品及び衛生材料の確保に関 すること。	健康づくり推進課
			すこやかなくらし 包括支援センター
			地域医療推進課
		4 感染症の予防及び防疫指導に関するこ と。	健康づくり推進課
すこやかなくらし 包括支援センター			
5 福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関するこ と。	福祉課		
	生活援護課		
6 避難行動要支援者の避難支援に関するこ と。	福祉課		
	生活援護課		
7 合併前上越市の区域に存する社会福祉施設の災 害対策及び応急措置に関するこ と。	福祉課		
	高齢者支援課		
8 合併前上越市の区域に存する社会福祉施設の被 害調査及び報告に関するこ と。	福祉課		
	高齢者支援課		
9 社会福祉施設利用者の避難に関するこ と。	福祉課		
	高齢者支援課		
10 被災者に対する福祉相談に関するこ と。	福祉課		
	生活援護課		
	高齢者支援課		

			すこやかなくらし 包括支援センター
11	要援護世帯への被服、寝具その他生活必要品の支給又は貸与に関する事	生活援護課 高齢者支援課	
12	社会福祉団体との連絡調整及び社会福祉団体への協力要請に関する事	福祉課 高齢者支援課	
13	合併前上越市の区域に存する医療施設の災害対策及び応急措置に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし 包括支援センター	
14	合併前上越市の区域に存する医療施設の被害調査及び報告に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし 包括支援センター	
15	医療機関及び医療関係団体との連絡調整並びに医療機関及び医療関係団体への協力要請に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし 包括支援センター 地域医療推進課	
16	災害時における助産に関する事	健康づくり推進課	
17	被災者に対するこころのケアの実施に関する事	健康づくり推進課 すこやかなくらし 包括支援センター	
18	災害時における遺体の収容及び埋火葬に関する事	福祉課 健康づくり推進課	
19	愛玩動物の保護及び処理に関する事	環境政策課	
20	災害関連死の認定に関する事	健康づくり推進課	

第1部 防災組織に関する資料

			21 緊急被ばく医療の協力に関する事	健康づくり推進課		
			22 安定ヨウ素剤の配布・服用に関する事	健康づくり推進課		
			23 合併前上越市の区域に存する保育園等の被害調査及び報告に関する事	幼児保育課		
				こども政策課		
			24 保育園児等の安全確保に関する事	幼児保育課		
				こども政策課		
			25 保育園児等の被災状況の調査及び報告に関する事	幼児保育課		
				こども政策課		
			ボランティア班	地域政策課 多文化共生課	1 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事	地域政策課
					2 通訳の派遣その他被災外国人に対する支援に関する事	多文化共生課
応急対策部	土木班	都市整備課 道路課 河川海岸砂防課 建築住宅課 生活排水対策課 下水道建設課	1 合併前上越市の区域に存する土木施設の災害対策及び応急措置に関する事	道路課		
				河川海岸砂防課		
			2 合併前上越市の区域に存する土木施設の被害調査及び報告に関する事	道路課		
				河川海岸砂防課		
			3 土石及び竹木の除去に関する事	道路課		
			4 流木等の災害対策(漁港を除く。)に関する事	河川海岸砂防課		
			5 合併前上越市の区域に存する都市計画施設の災害対策及び応急措置に関する事	都市整備課		
			6 合併前上越市の区域に存する都市計画施設の被害調査及び報告に関する事	都市整備課		
			7 合併前上越市の区域に存する公営住宅の災害対策及び応急措置に関する事	建築住宅課		
			8 合併前上越市の区域に存する公営住宅の被害調査及び報告に関する事	建築住宅課		
9 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事	建築住宅課					

		こと。	
		10 被災住宅の復旧に係る相談及び資金に関する こと。	建築住宅課
		11 合併前上越市の区域に存する下水道施設及び 農業集落排水施設等の災害対策及び応急措置に 関すること。	生活排水対策課 下水道建設課
		12 合併前上越市の区域に存する下水道施設及び 農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関す ること。	生活排水対策課 下水道建設課
		13 その他部内各班の所管に属さないこと。	都市整備課
農林水産班	農政課 農村振興課 農林水産整備課	1 農地その他農業用施設の災害対策及び応急措置 に関すること。	農林水産整備課
		2 農林水産物の被害調査及び報告に関すること。	農政課
			農林水産整備課
		3 農林水産業に従事する者に対する罹災証明に関 すること。	農政課
			農林水産整備課
		4 被災農林水産者に対する融資に関すること。	農村振興課
		5 災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。	農政課
		6 死亡家畜の処理に関すること。	農政課
		7 漁港における流木等の災害対策に関すること。	農林水産整備課
		8 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。	農政課
農林水産整備課			
9 農林水産物の風評被害等への対応に関すること。	農政課		
			農村振興課
			農林水産整備課

第 1 部 防災組織に関する資料

産業観光班	産業政策課 産業立地課 観光振興課	1 商工業者、観光客等の被害調査及び報告に関する こと。	産業政策課
			産業立地課
			観光振興課
		2 被災者に対する入浴支援に関する こと。	観光振興課
		3 災害時における雇用確保に関する こと。	産業政策課
			産業立地課
		4 被災商工業者に対する相談及び融資に 関すること。	産業政策課
5 合併前上越市の区域に存する観光施設 の災害対策及び応急措置に関する こと。	観光振興課		
6 合併前上越市の区域に存する観光施設 の被害調査及び報告に関する こと。	観光振興課		
7 風評被害等への対応に関する こと。	産業政策課		
生活環境班	生活環境課 環境政策課	1 災害時における清掃並びにじんかい及び し尿処理に関する こと。	生活環境課
		2 仮設トイレの設置及び管理に関する こと。	生活環境課
			環境政策課
		3 災害時における企業の公害発生の防止 に関する こと。	環境政策課
		4 清掃施設の災害対策及び応急措置に 関すること。	生活環境課
		5 清掃施設の被害調査及び報告に 関すること。	生活環境課
		6 死亡獣畜等の焼却処理に関する こと。	生活環境課
			環境政策課
7 放射性物質の汚染状況調査に 関すること。	環境政策課		
8 県の緊急時モニタリング活動に 対する協力に 関すること。	環境政策課		

		9 汚染物質の除去及び除染に関すること。	生活環境課 環境政策課
教育班	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化行政課 スポーツ推進課	1 幼稚園児、児童及び生徒の安全確保に関すること。	学校教育課 教育総務課
		2 幼稚園児、児童及び生徒の被災状況の調査及び報告に関すること。	学校教育課 教育総務課
		3 災害時における教育施設の使用に関すること。	教育総務課
		4 合併前上越市の区域に存する教育施設及び文化財の災害対策及び応急措置に関すること。	教育総務課
			社会教育課
			文化行政課
			スポーツ推進課
		5 合併前上越市の区域に存する教育施設及び文化財の被害調査及び報告に関すること。	教育総務課
			社会教育課
			文化行政課
スポーツ推進課			
6 災害時における教職員の動員に関すること。	学校教育課		
7 災害時における園児・児童及び生徒に対するこころのケアの実施に関すること。	学校教育課		
8 災害時における教育に関すること。	学校教育課		
9 災害時における学校給食に関すること。	教育総務課		
10 災害時における学用品の給付に関すること。	学校教育課		
ガス水道班	ガス水道局総務課 ガス水道局経営企画課 ガス水道局計画調整課 ガス水道局管	1 ガス水道施設の災害対策及び応急措置に関すること。	ガス水道局総務課
			ガス水道局経営企画課
			ガス水道局計画調整課

第1部 防災組織に関する資料

		路課		ガス水道局管路課
		ガス水道局施設課		ガス水道局施設課
			2 ガス水道施設の被害調査及び報告に関する こと。	ガス水道局総務課
				ガス水道局経営企 画課
				ガス水道局
				計画調整課
				ガス水道局管路課
				ガス水道局施設課
			3 ガス源の確保及びガスの供給に関する こと。	ガス水道局計画調 整課
				ガス水道局管路課
				ガス水道局施設課
			4 水道水の確保及び給水に関する こと。	ガス水道局計画調 整課
				ガス水道局管路課
				ガス水道局施設課
			5 水道水の汚染状況調査、給水停止及び 摂取制限に関すること。	ガス水道局総務課
				ガス水道局経営企 画課
				ガス水道局計画調 整課
				ガス水道局管路課
				ガス水道局施設課
区災害 対策本 部	災害対策班	総務・地域振興グ ループ 産業グループ	1 区本部の設置及び廃止に関する こと。 2 所管区域における災害に関する予報、 警報その他の情報の収集及び伝達に 関すること。	総合事務所全体で 対応

	建設グループ 市民生活・福祉グループ 駐在室 分室	3 所管区域における避難指示等の伝達に関すること。
		4 所管区域における無線その他の通信の確保に関すること。
		5 所管区域における指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。
		6 所管区域に存する施設（ガス水道施設を除く。）の災害対策及び応急措置に関すること。
		7 所管区域に存する施設（ガス水道施設を除く。）の被害調査及び報告に関すること。
		8 その他所管区域における災害対応に関すること。

第 1 部 防災組織に関する資料

別表第 3 (第 9 条関係)

上越市災害対策本部配備体制

種別	災害種別	配備基準	配備体制
第 1 配備	震災	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めたとき。	おおむね全職員の 2分の1の数の職員 が従事する。
	その他の自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発表が見込まれるとき。 2 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。 3 市域に大規模な災害が発生したとき。 4 市長が必要と認めたとき。 	
第 2 配備	震災	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度 5 強以上の揺れを観測したとき。 2 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3 第 1 配備体制では対処できないとき。 4 市長が必要と認めたとき。 	全職員が従事する。
	その他の自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に大規模な災害が発生し、第 1 配備体制では対処できないとき。 2 市長が必要と認めたとき。 	

1-6 上越市災害救助条例

○上越市災害救助条例

昭和46年4月29日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、上越市が応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、平成17年1月1日の市町村合併前の上越市の区域、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区の区域（以下「各区域」という。）内における災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 次の表の左欄に定める各区域内の人口の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める世帯数以上の住家が滅失した場合

直近の国勢調査に基づく人口	世帯数
5,000人未満	5
5,000人以上10,000人未満	7
10,000人以上20,000人未満	10
20,000人以上30,000人未満	12
30,000人以上50,000人未満	15
50,000人以上100,000人未満	20
100,000人以上	25

(2) 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要と認めた場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) たき出しその他による食品の給与及び飲料の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出

第1部 防災組織に関する資料

- (5) 応急仮設住宅の設置
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 障害物の除去
- 2 前項第5号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。
(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定める範囲内において行うものとする。

- 2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第14号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

1-7 上越市災害弔慰金の支給等に関する条例

○上越市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 9 日

条例第 51 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 上越市災害弔慰金等支給審査委員会(第 16 条)
- 第 6 章 雑則(第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給し、及び被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害をいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 市長が災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項本文に規定する遺族(兄弟姉妹にあつては、同項ただし書に定める場合に限る。)とし、その順位(兄弟姉妹の順位を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により主として生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

第1部 防災組織に関する資料

リ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の主として生計を維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 令第2条の規定に該当するとき。
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めるとき。

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、障害者が当該災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 上越市災害弔慰金等支給審査委員会

第 1 部 防災組織に関する資料

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合において、その支給の可否を審査するため、上越市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「支給審査委員会」という。)を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の貸付けの特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金(以下「特例災害援護資金」という。)の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント(保証人を立てる場合にあっては、無利子)」とする。

3 特例災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定を適用する。

附 則(昭和 51 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の上越市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和 51 年 1 月 20 日から適用する。

附 則(昭和 51 年条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 59 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 6 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則(平成 23 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年条例第 10 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1部 防災組織に関する資料

1-8 上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月14日

規則第40号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)

第5章 雑則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年上越市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及びその状況
- (3) 死亡者の遺族に関すること。
- (4) 支給の制限に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対し、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった障害者に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 条例第 12 条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(第 1 号様式、以下「借入申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。

以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けることを決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(第 2 号様式)により、資金を貸し付けないことを決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書(第 3 号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 前条に規定する貸付決定通知書により通知を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、災害援護資金借用書(第 4 号様式、保証人を立てる場合にあつては、保証人が連署したもの、以下「借用書」という。)に、借受人(保証人を立てる場合にあつては、借受人及び保証人)の運転免許証、旅券その他本人であることを証する書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添付した運転免許証、旅券その他本人であることを証する書類の写しを遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第 5 号様式)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第1部 防災組織に関する資料

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、支払の猶予を認めることを決定したときは支払猶予承認通知書(第7号様式)により、支払の猶予を認めないことを決定したときは支払猶予不承認通知書(第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、違約金の支払免除を認めることを決定したときは違約金支払免除承認通知書(第10号様式)により、支払免除を認めないことを決定したときは違約金支払免除不承認通知書(第11号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次のいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、償還の免除を認めることを決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書(第13号様式)により、償還の免除を認めないことを決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、氏名等変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月9日から適用する。

(中略)

附則(令和3年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時	年 月 日 時			災害名				
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所				
返す方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			いつまでに返せますか	年 月 (回)			
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生 (歳)		
	氏名							
	現住所	(方)			郵便番号	電話番号		
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入 (月収)	勤務先・学校名
資産の状況	土地	(1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²			住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居		
	建物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²			生活保護	年 月 日より受給 (生、住、教、医)		
	負債	(内容)			(金額) 円			
連帯保証人 (保証人が書いてください。)	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)		
	現住所				本籍地			
	職業	月収	円	申込者との関係		家族数	人	
	資産	土地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²			勤務先	名称	
建物		(1) 住宅 m ² (2) その他 m ²			所在地		電話局番	
この災害の前一年以内に被災した事の有無及びその状況					(有無) (状況)			
この災害により、世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有無)			

第1部 防災組織に関する資料

資金の 使途	資金の使い方総額	円	資金の内訳	合計	円		
	に	円	災害援護資金で		円		
	に	円	手持資金で		円		
	に	円	その他()で		円		
	に	円					
被害の 状況	被災時の具 体的状況				負傷	全治	か月
	住居の被害	(1) 全壊		(2) 半壊			
	家財の 被害	品名	現在購入に要す る費用	被害額	品名	現在購入に要す る費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(畳中で 畳が被害)		
		洋服だんす			障子		
		鏡台			ふすま		
		腰掛机			小計		
		本箱・本棚			その他被害のあった家財		
		食器・戸棚			品名	現在購入に要す る費用	被害額
		食卓・茶ぶ台					
		げた箱					
		照明器具					
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気・やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗濯機					
電気掃除機							
ミシン							
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚まし時計			小計				
紳士用腕時計			合計				

- (注) 1 該当する文字又は数字を○で囲んでください。
 2 ※印欄には記入しないでください。
 上記のとおり、災害援護資金を借り入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

(宛先) 上越市長

第2号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり、貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 1 年賦 2 半年賦 3 月賦
利 率 無利子/年1パーセント

資金を、お渡する日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 添 付 書 類
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなた（保証人を立てる場合は、あなたと保証人）が本人であることを証する書類の写し各一通

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第1部 防災組織に関する資料

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

記

(不承認の理由)

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式（第9条関係）

貸付決定番号第 号
年 月 日

災害援護資金借用書

下記のとおり、借用いたします。

ついては、上越市災害弔慰金の支給等に関する条例及びこれに基づく規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

	記					
借用金額	円					
利 率	無利子／年1パーセント					
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	1 年賦	2 半年賦	3 月賦			

(宛先) 上越市長

住 所
借受人
氏 名
住 所
保証人
氏 名

第1部 防災組織に関する資料

第5号様式（第12条関係）

繰上償還申出書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所
借受人
氏 名

下記のとおり、災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃 金額

第6号様式 (第13条関係)

償還金支払猶予申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

借受人
住所
氏名
住所
連帯保証人
氏名

下記のとおり、償還金の支払猶予を申請いたします。

記

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	か月 ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年 賦 2 半年賦 3 月 賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の 根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

(注) 記入欄のほか、該当する文字を○で囲んでください。

第1部 防災組織に関する資料

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

支払猶予承認通知書

年 月 日申請のあった償還金の支払猶予については、下記のとおり承認となったのでお知らせいたします。

記

支払猶予承認期間 年 月 日から 月
変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

支払猶予不承認通知書

年 月 日申請のありました償還金の支払猶予につきましては、下記の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

記

（不承認の理由）

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第1部 防災組織に関する資料

第9号様式 (第14条関係)

違約金支払免除申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

借受人
住所
氏名
住所
連帯保証人
氏名

下記のとおり、違約金の支払免除を申請します。

記

貸付番号						
支払免除を申請する違約金の金額			円			
内 容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金	
		年 月期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

第10号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認しましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還元金 円、利子 円に係る 年
月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第1部 防災組織に関する資料

第11号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、下記の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還願います。

記

(理由)

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第12号様式 (第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦 半年賦 月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	円 (償還未済額の全部で 円)					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏名					
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係		職業			
	勤務先及び所在地					
借受の 人相 又は 続 は 人	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏名					
	現住所	借受人との続柄				
	職業	勤務先及び所在地				
保 証 人	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏名					
	現住所			借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地			

上記のとおり、災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年 月 日

免除申請者

(宛先) 上越市長

(注) 記入欄のほか、該当する文字を○で囲んでください。

第1部 防災組織に関する資料

第13号様式 (第15条関係)

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

災害援護資金の償還免除承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除については、下記のとおり行うことになりましたので、お知らせいたします。

記

(承認内容)

全部免除		一部免除		申請日現在の状況で今後償還を必要とする額
区 分	申請日現在の償還未済額	償還を免除した額		
元 金				
利 子				
違 約 金				
合 計				

償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第14号様式 (第15条関係)

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除については、下記の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき、年5%の率で違約金がさらに加算されます。

記

(不承認の理由)

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第1部 防災組織に関する資料

第15号様式 (第17条関係)

氏名等変更届

受付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(変更の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたので、お届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>(宛先) 上越市長</p>			

1-9 上越市災害対策基金条例

○上越市災害対策基金条例

平成7年12月18日

条例第56号

(設置)

第1条 災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等への見舞金及び救援物資の支給その他の応急災害対策に要する費用に充てるため、上越市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的のため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1部 防災組織に関する資料

1-10 上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則

○上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則

平成16年12月28日

規則第144号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が所有する同報系防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオ並びにこれらの附属品（以下「戸別受信機等」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 戸別受信機等の貸付けを受けることができる者は、本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に存する住宅、事務所若しくは事業所（以下「住宅等」という。）を所有し、占有し、若しくは管理する者とする。

(貸付台数)

第3条 戸別受信機等の貸付けは、1世帯又は一の事務所若しくは事業所につき1台とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付手続等)

第4条 戸別受信機等の貸付けを受けようとする者は、戸別受信機等貸付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、戸別受信機等の貸付けを受けようとする者が本市の住民基本台帳に記録されていない者であるときは、当該申請者は、運転免許証、住民票その他住所を確認できる書類の写しを添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、戸別受信機等を当該申請者に貸し付けるものとする。

- (1) 本市の区域内に現に居住し、又は住宅等を現に所有し、占有し、若しくは管理していること。
- (2) 戸別受信機等の貸付け後も引き続き本市の区域内に居住し、又は住宅等を所有し、占有し、若しくは管理することが見込まれること。

3 市長は、戸別受信機等の貸付けの可否を決定したときは、戸別受信機等貸付／決定／却下／通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 戸別受信機等の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、戸別受信機等貸付変更届出書（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている借受者の住所の変更に係る届出にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出（以下「住民異動届」という。）を提出することをもって足りるものとする。

- (1) 住所又は所在地
 - (2) 事業者名
 - (3) 氏名又は代表者名
 - (4) 電話番号
 - (5) 設置場所
- (管理)

第5条 借受者は、善良な管理者の注意をもって戸別受信機等を管理しなければならない。

(返還)

第6条 借受者は、戸別受信機等の借受けを続けられない事由が生じたときは、戸別受信機等返還届出書(第4号様式)を市長に提出し、戸別受信機等を返還することができる。

2 借受者は、第4条第2項各号のいずれかに該当しなくなるときは、戸別受信機等返還届出書(第4号様式)を市長に提出し、遅滞なく戸別受信機等を返還しなければならない。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている借受者が住所の変更により戸別受信機等を返還する場合にあっては、住民異動届を提出することをもって足りるものとする。

(貸付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消し、戸別受信機等の返還を命じることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき。
 - (2) 第5条の規定に反していると認めるとき。
 - (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により戸別受信機等の返還を命じられた借受者は、速やかに戸別受信機等を返還しなければならない。

(費用負担)

第8条 戸別受信機等の設置に要する費用は、本市の負担とする。

2 借受者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 戸別受信機等の使用に係る電気料金その他戸別受信機等の日常の維持管理に要する費用
- (2) 戸別受信機等を設置した建物の改築その他借受者に帰する事由による戸別受信機等の移設に要する費用
- (3) 借受者の責めに帰すべき事由による戸別受信機等の故障、破損等の修繕等に要する費用
- (4) 戸別受信機等の返還に要する費用

(適用除外)

第9条 上越市物品管理規則(昭和47年上越市規則第50号)第26条の規定は、戸別受信機等に関して適用しない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(市町村合併に伴う特例)

2 この規則の施行の日前に旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村及び旧三和村においてこの規則に相当する戸別受信機等の貸付に関する条例等に基づき戸別受信機等の貸付けを受けていた者は、この規則に基づき戸別受信機等の貸付けを受けている者とみなす。

附 則(平成21年規則第28号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第52号)

第1部 防災組織に関する資料

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第42号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

戸別受信機等貸付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

電話番号

次のとおり同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付けを申請します。

設置場所	
設置希望日	年 月 日

第1部 防災組織に関する資料

第2号様式（第4条関係）

戸別受信機等貸付 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付けについて、次のとおり決定したので通知します。

1 貸付け

貸付（設置）予定日 年 月 日

（貸付（設置）予定日が変更となる場合は、別途連絡します。）

2 却下

（却下理由）

第3号様式（第4条関係）

戸別受信機等貸付変更届書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

電話番号

次のとおり同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付の決定を受けた内容の変更を届け出ます。

変更前	
変更後	

第1部 防災組織に関する資料

第4号様式 (第6条関係)

戸別受信機等返還届出書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所 (所在地)

事業者名

氏名 (代表者氏名)

電話番号

年 月 日限りで、同報系防災行政無線の戸別受信機等を返還したいので、届け出ます。

1-11 上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程

○上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程

平成20年12月10日

訓令第8号

（趣旨）

第1条 この規程は、災害対策に係る事務について円滑な通信を確保するため、上越市地域防災計画及び上越市国民保護計画に基づき設置する上越市防災行政無線局（移動系）（以下「無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号）その他の法令（以下「電波法等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「移動系」とは、統制局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系をいう。

2 この規程において「統制局」とは、市役所木田庁舎に設置し、無線局を統制する機能を有する局をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、電波法等において使用する用語の例による。

（無線局の組織等）

第3条 無線局に総括管理者、通信管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用に関する業務を総括し、通信管理者を指揮監督する。

3 通信管理者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用に関する業務を掌理するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

4 通信管理者は、総括管理者に事故があるとき又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

5 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、所管する無線設備の管理及び運用に関する業務を処理し、所属する通信取扱者を指揮監督する。

6 通信取扱者は、通信取扱責任者の命を受け、所管する無線設備の操作及び点検を行うものとする。

7 無線局の組織は、別表のとおりとする。

（通信事項）

第4条 無線局の通信事項は、災害対策に係る事務に関することとする。

（通信の種類）

第5条 通信の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 一斉通信統制局から全ての陸上移動局に対して一斉に行う通信

(2) グループ通信統制局から複数の陸上移動局で構成されるグループ（以下「グループ」という。）に対して行う通信及び一の陸上移動局からグループ内の他の全ての陸上移動局に対して行う通信

(3) 個別通信統制局と一の陸上移動局との間で行う通信及び二の陸上移動局間で行う通信

（通信の統制）

第6条 通信管理者は、必要と認めるときは、通信を統制することができる。

2 通信管理者は、前条各号に掲げる通信の種類に応じて、1回の通信における制限時間を定めることができる。この

第1部 防災組織に関する資料

場合において、当該制限時間が経過したときは、通信を強制終了するものとする。

(通信状況の把握)

第7条 通信管理者は、無線局の通信状況を把握し、通信取扱責任者に対し、必要な指示を行わなければならない。

(通信訓練の実施)

第8条 通信管理者は、訓練計画を定め、定期的に通信訓練を実施するものとする。

(無線設備の管理)

第9条 通信管理者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能を十分発揮することができるよう管理しなければならない。

2 通信管理者は、無線設備のうち重要と認める無線設備について、1年につき1回以上、定期点検をしなければならない。

3 通信取扱者は、所管する無線設備について、1週間につき1回以上、日常点検をし、直ちにその結果を通信取扱責任者に報告しなければならない。

4 通信取扱責任者は、前項に規定する日常点検の結果、所管する無線設備に故障その他の異常があったときは、直ちにその旨を通信管理者に報告しなければならない。

5 通信管理者は、第2項に規定する定期点検の結果、無線設備に故障その他の異常があったとき又は前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(無線局の変更)

第10条 通信管理者は、無線局の管理及び運用を変更する必要があるときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けて、無線局の管理及び運用を変更するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成20年12月11日から実施する。

改正文（平成23年訓令第6号）抄

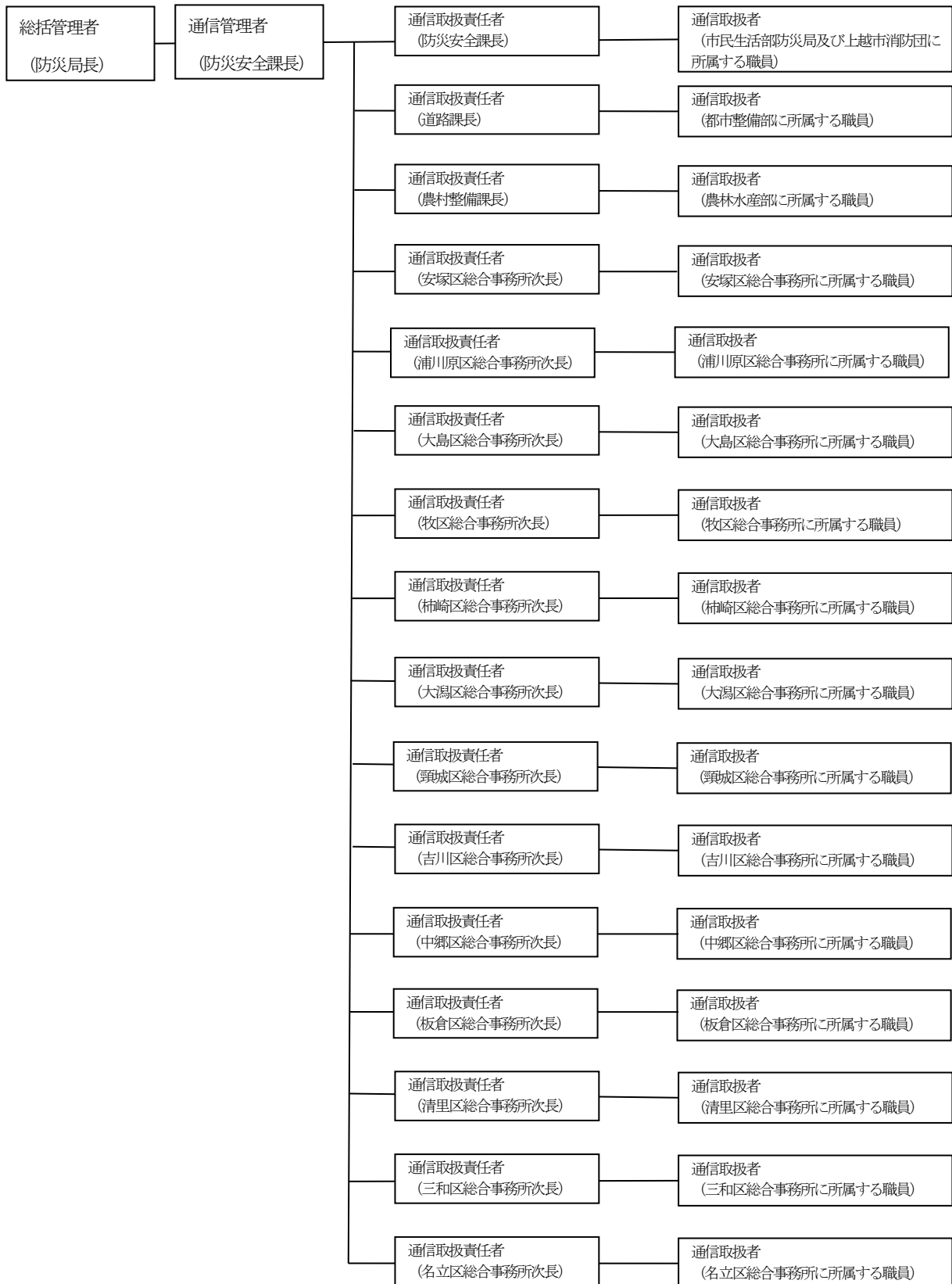
平成23年7月25日から実施する。

改正文（平成24年訓令第4号）抄

平成24年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

上越市防災行政無線局（移動系）組織図



第1部 防災組織に関する資料

1-12 上越市安全安心情報システム管理要綱

○上越市安全安心情報システム管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事故、犯罪等の防止等に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、安全安心情報システムの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 第4条第1項及び第2項の規定により安全安心情報システムの利用の登録をした人をいう。
- (2) 安全安心情報 市民、関係団体及び関係行政機関との連携等の下に市が保有する防犯、防災、交通安全等に関する情報をいう。
- (3) 安全安心情報システム 登録者の所有するコンピュータ、携帯電話等のメール機能を利用し、安全安心情報を配信するシステムをいう。

(登録者の要件)

第3条 安全安心情報システムの利用を登録することができる人は、自己の費用負担でコンピュータ、携帯電話等のメール機能を利用することができる人とする。

(登録申請等)

第4条 安全安心情報システムの利用を登録しようとする人（以下「申請者」という。）は、別に指定するサイト（安全安心情報システムの利用を登録するためのウェブサイトをいう。以下同じ。）から登録の手続きをし、又は別に定める安全安心情報登録申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、申請者を安全安心情報システムに登録するとともに、登録者のメールアドレスへメールを送信し、登録内容の確認を行うものとする。
- 3 登録者は、前項の規定により登録をした内容に変更が生じたとき又は安全安心情報システムの利用を中止しようとするときは、別に指定するサイトから登録の変更若しくは解除をし、又は別に定める登録変更・解除届により市長に届け出なければならない。

(情報の配信)

第5条 市長は、別に定める基準に基づき、安全安心情報を配信することを適当と認めるときは、安全安心情報システムにより当該安全安心情報を配信するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により配信する安全安心情報のうち次に掲げる情報に該当すると認めるときは、関係団体、関係行政機関その他市長が必要と認める団体等（以下「関係団体等」という。）に当該情報を提供することができる。
 - (1) 緊急の措置が必要である情報
 - (2) 関係団体等と連携した対応が必要である情報
 - (3) 関係団体等の対応が必要である情報

(情報の公開)

第6条 市長は、前条第1項の規定により配信した安全安心情報を速やかに市ホームページ及び別に指定するサイトに掲載するものとする。

(運用の停止)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、安全安心情報システムの運用を停止することができる。

- (1) 安全安心情報システムの保守点検、更新等を実施する必要があるとき。
- (2) 天災その他不可抗力により、安全安心情報システムの運用が困難となったとき。
- (3) その他安全安心情報システムの運用が困難であると市長が認めるとき。

(登録の取消し)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) メールアドレスの変更等により安全安心情報の到達を確認することができないとき。
- (2) その他市長が安全安心情報システムの利用を不相当と認めるとき。

(管理者)

第 9 条 安全安心情報システムの管理者は、市民安全課長とする。

(不適格者の排除)

第 10 条 管理者は、安全安心情報システムに侵入し、妨害し、又は破壊を企てる人その他安全安心情報システムを利用することが不適格と認める人を排除するために必要な措置を講ずることができる。

(安全安心情報の適切な運用)

第 11 条 各課長等は、安全安心情報の緊急性に鑑み、相互に連携を図るとともに、当該安全安心情報を適切に配信する体制の整備等に努めなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第 4 条の規定は、この要綱の実施の日以後の登録申請について適用し、同日前の登録申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

第1部 防災組織に関する資料

1-13 上越市災害見舞金支給要綱

○上越市災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で発生した災害により被害を受けた市民等への見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象災害)

第2条 この要綱による見舞金の支給の対象となる災害は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）又は上越市災害救助条例（昭和46年上越市条例第4号）が適用される災害及び市長がこれらに準ずると認める災害とする。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、前条に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したときに災害により被害を受けた住宅（居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）に居住していた世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 全壊又は流失 5万円
 - (2) 大規模半壊 4万円
 - (3) 半壊 3万円
 - (4) 床上浸水 1万円
- 2 市長は、市税を前納している人で災害により住宅が被害を受けた人に対し、当該災害による被害を事由として市税に係る減免制度の適用を受けたとした場合に減免されるべき額を見舞金として支給する。
- 3 市長は、被害の程度の変化により支給する見舞金の額が増額となる場合は、既に支給した見舞金との差額を支給する。
- 4 市長は、災害により第1項各号に掲げる被害を受けた住宅以外の建物の所有者又は使用者で市長が特に必要と認める人に対し、同項及び前項の規定に準じて見舞金を支給することができる。
- 5 市長は、特に必要と認める場合は、見舞金の額を増額することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年8月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年9月13日から実施し、改正後の上越市災害見舞金支給要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 19 年 8 月 10 日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第 3 条の規定は、平成 19 年 7 月 16 日以後に発生した災害に係る見舞金の支給について適用し、同日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

第1部 防災組織に関する資料

1-14 上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱

○上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市災害対策基金条例（平成7年上越市条例第56号）第5条の規定により基金を処分することができる場合について定めるものとする。

(基金を処分することができる場合)

第2条 基金を処分することができる場合は、次に掲げる費用に充てる場合とする。

- (1) 上越市災害見舞金支給要綱（平成7年7月11日制定）に定めるところにより市民に支給する見舞金
 - (2) 次に掲げる市町村（以下「災害時相互応援協定締結市町村等」という。）へ支給する見舞金
 - ア 災害時相互応援協定締結市町村
 - イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた県内の市町村
 - ウ 災害救助法の適用を受けた県外の市町村のうち市長が特に必要と認める市町村
 - (3) 災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等（以下「被災市民等」という。）への救援物資の支給に要する費用で次に掲げるもの
 - ア 食糧の購入・運搬に要する費用
 - イ 飲料水の購入・運搬に要する費用
 - ウ 衣類の購入・運搬に要する費用
 - エ その他救援物資の購入・運搬に要する費用
 - (4) 被災市民等の救助に要する費用で次に掲げるもの
 - ア 資機材の購入費用
 - イ 医療機器、医薬品等の購入費用
 - ウ ボランティアの食事代等
 - (5) 上越市の区域内における災害応急復旧に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用
- 2 前項に掲げる費用のうち災害時相互応援協定締結市町村等に係る費用については、市長が必要と認める額の範囲内とする。

附 則

この要綱は、平成7年12月18日から実施する。

1-15 上越市災害義援金配分委員会設置要綱

○上越市災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 上越市地域防災計画に基づき、寄託を受けた義援金を公平かつ迅速に配分するため、上越市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 委員会は、災害発生時において義援金の寄託を受けたときから義援金の配分を決定するまでの間、設置する。

(所掌事項)

第 3 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 義援金の配分の対象及び基準に関すること。
- (2) その他義援金の配分に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる団体の構成員のうちから市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 上越市社会福祉協議会
- (2) 上越市町内会長連絡協議会
- (3) 上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会
- (4) その他市長が必要と認める団体

(委員の任期)

第 5 条 委員会の委員の任期は、第 2 条に規定する委員会の設置期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 8 条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

第1部 防災組織に関する資料

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から実施する。

1-16 上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱

○上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市避難行動要支援者避難支援プランに定めるもののほか、災害時の避難行動等に特に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請等)

第2条 登録をしようとする人又はその代理人は、上越市避難行動要支援者登録申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、登録の可否を決定したときは、

決定

上越市避難行動要支援者登録通知書（第2号様式）により通知するものとする。

却下

3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、別に定める上越市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録をするものとする。

(登録内容の変更)

第3条 前条第3項の規定により登録をされた人（以下「登録者」という。）又はその代理人（以下「登録者等」という。）は、登録をされた事項に変更が生じたときは、上越市避難行動要支援者登録変更届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更届の提出があったときは、届出のあった事項について名簿の登録を変更するものとする。

(登録の廃止等)

第4条 登録者等は、登録を廃止しようとするとき又は登録者が施設へ入所したときその他避難行動要支援者に該当しなくなったときは、上越市避難行動要支援者登録廃止届（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の廃止届の提出があったときは、登録を取り消すものとする。

3 市長は、登録者が死亡したとき又は市外へ転出したときは、職権で登録を取り消すものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

第1部 防災組織に関する資料

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市災害時要援護者登録事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市災害時要援護者登録事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市災害時要援護者登録事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から実施する。

第1号様式 (第2条関係)

上越市避難行動要支援者登録申請書

令和 年 月 日

次のとおり避難行動要支援者の登録を申請します。

申請者	フリガナ		住 所	〒 上越市		
	氏 名		電話番号	□自宅 □携帯 — —		
			登録を希望する人との関係			
登録を希望する人	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)		
	氏 名		性 別	□男 □女		
	住 所	〒 上越市		所属する町内会		
	自宅電話番号	— —		携帯電話番号	— —	
	F A X 番号	— —		電子メールアドレス		
	世帯員	氏名	(続柄)		氏名	(続柄)
		氏名	(続柄)		氏名	(続柄)
	区 分	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> 介護認定者 (認定区分 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 () <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 () 級 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	かかりつけ医		かかりつけ医の電話番号			
	指定避難所等について	町内会で決めている参集場所				
指定緊急避難場所						
指定避難所						
避難時に携行する医薬品等						

第1部 防災組織に関する資料

	避難先での留意事項				
	その他特記事項				
連絡先	フリガナ		自宅電話番号	—	—
	氏名		携帯電話番号	—	—
	住所	〒		登録を希望する人との関係	
	フリガナ		自宅電話番号	—	—
	氏名		携帯電話番号	—	—
	住所	〒		登録を希望する人との関係	

【個別計画の作成】 (いずれかに○)	
<input type="checkbox"/>	避難支援者を自分で確保し、避難支援計画を作成できる
<input type="checkbox"/>	地域の人との協力で避難支援計画を作成したい

【見守りネットワーク（ボランティア等による見守りや声かけ）の希望】 (いずれかに○)	
<input type="checkbox"/>	日常的に見守りや声かけをしてほしい
<input type="checkbox"/>	すでに日常的に見守りや声かけをしてくれる人がいるので必要ない
<input type="checkbox"/>	介護保険サービスや福祉サービスを利用しており、特別な見守りや声かけは必要ない
<input type="checkbox"/>	今のところ、特別な見守りや声かけまでは希望しない

個人情報の取扱いに関する同意欄(同意する事項の□欄にチェックのうえ、署名又は記名押印してください。)

<input type="checkbox"/> 登録された情報を上越市避難行動要支援者支援班が使用し、及び次に掲げる人、機関又は団体に提供することに同意します。 (1) 所属する町内会及び自主防災組織 (2) 民生委員・児童委員 (3) 地域包括支援センター (4) 警察署 (5) 上越地域消防事務組合 (6) 上越市消防団 (7) 上越市社会福祉協議会	
申請者氏名	署名又は記名押印

第2号様式（第2条関係）

決定
上越市避難行動要支援者登録 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市避難行動要支援者の登録について、次の
 と お り 決 定 したので通知します。
 理由により申請を却下

承認	登録者氏名		登録者生年月日	年 月 日
	登録者住所			
	登録者電話番号			
却下	理 由			

第1部 防災組織に関する資料

第3号様式（第3条関係）

上越市避難行動要支援者登録変更届

年 月 日

(宛先) 上越市長

届出者
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり避難行動要支援者の登録をされた情報を変更したいので、届け出ます。

登 録 者	フリガナ		〒	—
	氏 名		住 所	上越市
	電 話 番 号		生 年 月 日	年 月 日
変更の内容 及び理由				

第4号様式（第4条関係）

上越市避難行動要支援者登録廃止届

年 月 日

（宛先）上越市長

届出者
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり避難行動要支援者の登録を廃止したいので、届け出ます。

登 録 者	フリガナ		住 所	〒 ー
	氏 名			上越市
	電 話 番 号		生 年 月 日	年 月 日
理 由				

第1部 防災組織に関する資料

1-17 上越市要援護世帯除雪費助成事業実施要綱

○上越市要援護世帯除雪費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、要援護世帯の家屋の屋根、玄関前等の必要最小限の除雪作業に要する費用（以下「除雪費」という。）の一部を助成することにより、冬期間における当該要援護世帯の雪害事故を防止し、もって生活の安全確保と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象世帯)

第2条 除雪費の助成を受けることができる世帯は、次の各号に掲げるいずれかの世帯（以下「要援護世帯」という。）で、当該世帯に属する全ての人の市民税所得割が非課税のものとする。

(1) 次のいずれかに該当する高齢者世帯

ア 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

イ 60歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、世帯員に寝たきり高齢者（おおむね3月以上就床しており、かつ、その状態が継続すると認められる人をいう。以下同じ。）がいるもの

ウ 65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきり高齢者及び児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいう。以下同じ。）で構成されている世帯

(2) 65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきり高齢者で、常時ひとり暮らしの状態にあるもので構成されているひとり暮らし高齢者世帯

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及びその扶養している児童で構成されている母子・父子世帯

(4) 前号に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの、その扶養している児童及び65歳以上の高齢者で構成されている準母子・準父子世帯

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている人でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までの程度にあるもの又は当該人及び60歳以上の高齢者若しくは児童で構成されている障害者世帯

(6) 知的障害者の属する世帯その他の世帯で前各号に掲げる世帯に準ずると認められる世帯

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要援護世帯は、除雪費の助成の対象としない。

(1) 当該要援護世帯に属する人の自己の労力で除雪作業を行うことができると認められる要援護世帯

(2) 他の法令等の規定により除雪作業に対し助成を受けている要援護世帯

(3) 当該要援護世帯に属する人のいずれかが他の世帯に属する人の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族となっている要援護世帯

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、一の冬期間における要援護世帯が居住の用に供している家屋の屋根、玄関前その他の日常生活上除雪を欠くことのできない家屋の部分又は家屋の周辺の部分の必要最小限の除雪作業に要する費用とする。

(助成額)

第 4 条 助成する額は、助成対象費用とし、1 要援護世帯当たり 7 万 2,100 円を限度とする。

(助成の手続)

第 5 条 除雪費の助成を受けようとする人は、上越市要援護世帯除雪費助成申請書（第 1 号様式）を当該人の居住する区域を担当する民生委員（以下「担当民生委員」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成を決定したときは上越市要援護世帯除雪費助成

決定
成 通知書（第 2 号様式）により、申請を却下したときは上越市要援護世帯除雪費助成却下通知書（第 3 号様式）
変更

によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、決定した助成額に変更があったときは、上越市要援護世帯除雪費助成 決定
通知書（第 2 号様式）により
変更
通知するものとする。

(助成金の支給)

第 6 条 前条第 2 項の規定により除雪費の助成の決定を受けた人（以下「助成決定者」という。）は、助成金の支給を受けようとするときは、除雪作業を行った後に、市長が別に定める実績報告書を担当民生委員に提出しなければならない。

2 担当民生委員は、前項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の確認を行い、市長に回付するものとする。

3 助成決定者は、一の冬期間に 2 回以上の除雪作業を行った場合は、第 1 項の規定による実績報告書の提出を第 4 条に規定する助成額に達するまで行うことができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、昭和 62 年 10 月 1 日から実施する。

(平成 18 年度及び平成 19 年度の除雪費の助成に係る特例措置)

2 平成 17 年度においてこの要綱に基づき除雪費の助成を受けた要援護世帯のうち、上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例（平成 16 年上越市条例第 21 号）、上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例（平成 17 年上越市条例第 38 号）及び上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例（平成 18 年上越市条例第 44 号）による改正後の上越市市税条例（昭和 46 年上越市条例第 77 号）の規定により平成 18 年度において市民税所得割課税世帯となった要援護世帯で、当該一部改正がなかったものとした場合に市民税所得割非課税世帯である要援護世帯については、平成 18 年度及び平成 19 年度にあつてはこの要綱に基づく助成対象世帯とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ除雪費の助成が決定される年度の区分に応じて同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第1部 防災組織に関する資料

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	
		平成18年度	平成19年度
第4条第1項第1号及び同条第2項	6万5,600円	4万3,600円	2万1,600円
第4条第1項第2号	4万1,000円	2万7,000円	1万3,000円

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に支給の申請のある助成金（同日前に行われた除雪作業に係る助成金で、この要綱の実施の際、改正前の第6条第1項に規定する請求書（以下「請求書」という。）の提出のないものを含む。）の支給について適用し、同日前に請求書の提出のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第6条及び前項の規定にかかわらず、この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している請求書は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第6条第1項に規定する実績報告書に相当する様式として助成金の支給の申請に使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、必要な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月10日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

第1部 防災組織に関する資料

第1号様式 (第5条関係)

経由	民生委員	
	民協番号	—

上越市要援護世帯除雪費助成申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者 住 所 上越市
氏 名
電話番号

次のとおり除雪費の助成を申請します。

世帯員氏名	申請者との続柄	性別	生 年 月 日	身体障害者手帳の級	備 考
	本人	男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
		男・女	年 月 日		
住 宅 の 状 況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (一戸建て) <input type="checkbox"/> 借家 (アパート) <input type="checkbox"/> 借間				
	住宅が市道に面して <input type="checkbox"/> いる。 <input type="checkbox"/> いない。				
世帯区分	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 母子・父子世帯 <input type="checkbox"/> 準母子・準父子世帯 <input type="checkbox"/> 障害者世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯				

個人情報の取扱いに関する同意書 (同意する事項の□欄にチェックの上、記名押印してください。)

<input type="checkbox"/> 助成の可否の審査のため、 <input type="checkbox"/> 住宅が面している市道の除雪請負業者に配慮を求めため必要となる個人情報を提供することを承諾します。	課の職員が世帯員の課税台帳を閲覧することを承諾します。 氏 名 _____ (署名又は記名押印)
--	---

注 1 課税台帳の閲覧に同意されないときは、この申請書に別に指定する書類を添付してください。
 2 除雪請負業者への個人情報の提供に同意されても、降雪の状況等により配慮の希望に沿えない場合もあります。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。
 - (2) 助成金の支給の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の支給の決定を取り消され、又は支給を受けた助成金を返還することを承諾します。
- 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

民生委員連絡欄	
---------	--

第 2 号様式 (第 5 条関係)

上越市要援護世帯除雪費助成 決定
通知書
変更

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった除雪費の助成について、次のとおり 決定
した
変更

ので通知します。

対象年度	助成決定額 (変更後の助成決定額)
年度	円

備考

- 1 除雪費を支払ったときは、お住まいの地区を担当する民生委員から実績報告書を受領し、必要事項を記入の上、民生委員に提出してください。
- 2 除雪費の助成は、上記助成決定額に達するまで受けることができます。
- 3 対象年度の除雪費の支払額が上記助成決定額に満たないときは、除雪費用の支払額が助成額になります。

第1部 防災組織に関する資料

第3号様式 (第5条関係)

上越市要援護世帯除雪費助成却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった除雪費の助成について、次の理由により申請を却下したので通知します。

却下理由	
------	--

1-18 上越市除雪対策本部設置要綱

○上越市除雪対策本部設置要綱

(設置)

第1条 除雪、防災等に係る関係機関との連絡調整を図り、もって冬期間の円滑な道路交通の確保、雪に起因する災害の防止等を図るため、上越市除雪対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部に本部長、副本部長、本部員及び現地対策本部長を置く。

2 本部長は、上越市副市長の事務分担に関する規程（令和4年上越市訓令第2号）により都市整備部が所管する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副本部長は、前項の副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、理事、教育次長、部長及び教育部長をもって充てる。

5 現地対策本部長は、集約先総合事務所の所長をもって充てる。

(職務)

第3条 本部長は、除雪対策の総括指揮を行う。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代理する。

(1) 前条第3項の副市長

(2) 教育長

3 本部員は、副本部長の指揮を受け、次条に規定する除雪に関する事務（以下「除雪事務」という。）を指揮監督する。

4 現地対策本部長は、副本部長の指揮を受け、本部員と協議し、担当する区の区域における除雪事務を指揮監督する。

(事務分掌)

第4条 本部の除雪事務の事務分掌は、次のとおりとする。

事務分掌	担当する本部員	担当する課等
1 除雪事務に係る庁内の総合調整に關すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課
2 他の行政機関及び協力機関との連絡調整に關すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課
3 町内会との連絡調整に關すること。	総合政策部長	地域政策課 各区総合事務所総務・地域振興グループ
4 気象データの掌握及び伝達に關すること。	総合政策部長 防災危機管理部長 都市整備部長	各区総合事務所総務・地域振興グループ 危機管理課 道路課
5 除雪路線計画の立案及び実施に關すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課

第1部 防災組織に関する資料

6 雪捨場の確保に関すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課
7 災害発生の防止及び災害発生時の応急対策に関すること。	総合政策部長 防災危機管理部長 都市整備部長	各区総合事務所総務・地域振興グループ 及び集約先総合事務所建設グループ 危機管理課 道路課
8 塵埃、し尿処理等の計画の立案及び状況の掌握に関すること。	総合政策部長 環境部長	各区総合事務所市民生活・福祉グループ 生活環境課
9 冬期間の消防活動及び緊急対策に関すること。	防災危機管理部長	危機管理課
10 高齢者、身体障害者世帯等の除雪対策に関すること。	総合政策部長 健康福祉部長	各区総合事務所市民生活・福祉グループ 生活援護課
11 市有施設の除雪計画の立案及び管理に関すること。	財務部長 教育部長	用地管財課 教育総務課
12 通学路の除雪計画の立案及び管理に関すること。	教育部長	学校教育課
13 公共交通機関に関する連絡調整及び市民への情報提供に関すること。	総合政策部長	交通政策課 各区総合事務所総務・地域振興グループ

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部は、毎年12月1日に開設し、翌年3月31日に閉鎖する。ただし、降雪状況により本部長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、道路課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から実施する。

1-19 主な災害対策関係法律の類型別整理表

(令和5年版防災白書による)

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	災害対策基本法		
	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法
	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・海岸法 		
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 			
<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 			
<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律 		

出典：内閣府資料